

第 2 回

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

議 事 録

平成24年10月26日

東京都福祉保健局 高齢社会対策部

第2回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議

東京都庁第一本庁舎 33階南塔 特別会議室 S6

平成24年10月26日（金曜日）午後7時00分から

1 開 会

2 報 告

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議ワーキンググループにおける検討状況について

3 議 事

見守りネットワークの構築について

- (1) 「見守りの手引き（仮称）」に盛り込むべき内容について
- (2) その他

4 閉 会

[配布資料]

(資料2-1) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議設置要綱

(資料2-2) 区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議 委員・幹事名簿

(資料2-3) 区市町村の高齢者見守り体制充実に分けた関係者会議 ネットワークワーキンググループ委員名簿

(資料2-4) 区市町村の高齢者見守り体制充実に分けた関係者会議 ネットワークワーキンググループにおける検討状況について

(資料2-5) 見守り活動の流れのイメージ図

(資料2-6) システムから見た地域見守りネットワークのイメージ図

(資料2-7) 「見守りの手引き（仮称）」構成案

(資料2-8) 高齢者の見守りに関するアンケート（中間報告・基本集計）

(資料 2-9) 「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」 審議事項・スケジュール (案・平成 24 年 10 月時点版)

午後7時01分 開会

○新田課長 それでは、予定の時刻になりましたので、ただ今から第2回区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議を開催いたします。

委員の皆様方には、大変ご多忙にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、お願いがございます。ご発言に当たりましては、お手近に置いてありますマイクをご使用ください。

続きまして、本日ご欠席との連絡をいただいている委員の紹介をさせていただきます。新宿区福祉部高齢者福祉課長吉田委員は、業務の都合により欠席との連絡をいただいております。本日は代理で高齢者支援係長高野様にご出席をいただいております。大田区民生委員児童委員協議会会長吉野委員につきましても、本日所用によりご欠席との連絡をいただいております。本日は代理で狛江市民生委員児童委員協議会会長市川様にご出席をいただいております。また、慶應義塾大学グローバルセキュリティ研究所坂倉副委員長につきましても、所用によりおくれるとのご連絡をいただいております。そのほか、伊藤委員、牧野委員も遅れて到着するとのことでございます。

続きまして、幹事の紹介をさせていただきます。前回の会議以降に人事異動がございましたので、新任幹事をご紹介します。障害者施策推進部計画課長の藤井幹事でございます。藤井幹事につきましては、本日は業務の都合で欠席でございます。また、都市整備局都営住宅経営部業務指導担当課長の渡邊誠幹事でございます。渡邊幹事につきましても、本日業務の都合で欠席でございます。

続きまして、オブザーバーの紹介をさせていただきます。9月に開催いたしました第4回のワーキンググループにおきまして、見守り活動におけるライフライン事業者との連携について議論した際、ライフライン事業者の事業の各社にお越しいただきまして、各社の取り組みについてもご説明いただきました。本日のオブザーバーといたしまして、東京電力株式会社様、東京ガス株式会社様、水道局の係長にもお越しいただいております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。次第を御覧ください。配付資料といたしまして、資料2-1、この関係者会議の設置要綱。資料2-2、関係者会議の委員・幹事名簿。資料2-3といたしまして、ネットワークワーキンググループの委員名簿。資料2-4といたしまして、関係者会議のネットワークワーキンググループにおける検討状況について。資料2-5といたしまして、見守り活動の流れのイメージ図。資料2-6といたしまして、シス

テムから見た地域見守りネットワークのイメージ図。資料2-7といたしまして、「見守りの手引き（仮称）」構成案。資料2-8といたしまして、高齢者の見守りに関するアンケート（中間報告・基本集計）。資料2-9、「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議」審議事項・スケジュール（案・平成24年10月時点版）。

以上でございます。不足等ございましたら、お申し出ください。

それでは、開会に当たりまして、中山高齢社会対策部長から委員の皆様へ一言ごあいさつ申し上げます。

○中山部長 皆様こんばんは。福祉保健局高齢社会対策部長の中山でございます。会議の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本会議は6月26日に第1回会議を開催し、その後7月から10月にかけてワーキンググループを計5回行いまして、活発なご議論並びにご意見を頂戴しているところでございます。皆様ご承知のとおり、今、高齢者の社会的孤立が大きな課題となっております。このワーキンググループで検討した事例におきましても、セルフネグレクトや虐待、大規模集合住宅における孤立など、難しい課題が幾つも浮かび上がっております。本会議では、見守りの現場で日々尽力されていらっしゃる皆様方、さまざまなお立場の方々にご参加をいただきまして、このような対応困難なケースに対応した効果的な見守り手法の検討を行っているところでございます。

本日は、全体会議としましては2回目の開催となります。この後、事務局からワーキンググループでの検討状況について説明させていただきますけれども、それに加え、これまでの議論を踏まえた「見守りの手引き（仮称）」の構成案もたたき台として作成しております。委員の皆様方には、それぞれのお立場から多くのご意見、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。いつも遅い時間帯の開催で恐縮でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○新田課長 それでは、小林委員長、今後の進行をお願いいたします。

報 告

区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議ワーキンググループにおける検討状況について

○小林委員長 よろしく申し上げます。

それでは、報告事項から始めたいと思います。「区市町村の高齢者見守り体制充実に向けた関係者会議ワーキンググループにおける検討状況について」です。

事務局から資料の説明をお願いします。

○新田課長 それでは、資料2-4をご覧ください。

委員・幹事の皆様につきましては、「主な発言内容のまとめ」と「高齢者の見守り活動の観点から見たライフライン事業者の取組について」というものを別途配付させていただいております。この資料につきましては、委員のみに配布しておりますので、取扱注意をお願いいたします。

それでは、資料2-4を説明いたします。この資料は、1回目から5回目、それぞれのワーキングにおいて検討してきた議題と、そこに参加していただいた臨時委員、主な検討内容についてまとめたものです。それぞれの回につきまして簡単にご説明いたします。

第1回のワーキングにおきましては、見守り活動の困難事例のケース検討という形で、警視庁の方に臨時委員として参加いただきました。主な検討内容といたしましては、港区、墨田区、三鷹市のシルバー交番及び地域包括支援センターにおける困難事例の検討ということで、中身といたしましては、戸建て住宅における介入拒否やセルフネグレクトの事例を検証いたしました。そうした困難事例の検討の中において、有効な取り組みとしては、近隣住民、地域の民間事業者との連携、住民の気づきを速やかに支援つなげるための通報先の明確化、関係者会議の開催、介入の判断基準の指針作成、見守りの担い手間の役割分担の明確化等が挙げられております。また、警察や消防との連携の有効性についても改めて確認されております。

第2回は8月9日に開催しております。見守りネットワークの事例の検討を行っております。立川市大山自治会と墨田区高齢者見守り相談室の事例から、効果的なネットワークのあり方を検討しております。有効に機能するネットワークを構築する上で、個人情報適切な提供及び共有、さまざまな地域資源が担い手として参加、堅い見守りと緩やかな見守り、24時間対応の相談・通報窓口の設定、通報の基準と対応のトリアージの作成等が必要な要素ではないかといった意見が出されております。

第3回は8月30日に開催されております。見守り活動の困難事例のケースの第2回目といたしまして、足立区、新宿区、多摩市の地域包括支援センターにおける事例を検討しております。主に、大規模集合住宅やオートロックマンションの事例の検討でした。大規模集合住宅やオートロックマンションにおいては、管理事務所及びマンション管理人と地域包括支援センター等との連携、緊急時の立ち入り、管理主体からの適切な情報提供といった意見が出されてお

ります。

第4回は9月14日に開催しておりまして、ライフライン事業者との連携についてという議題で検討しております。見守り活動における東京電力、東京ガス、東京都水道局との連携について意見交換を行っております。主な発言の中身といたしましては、ライフライン事業者は契約者の年齢、家族構成等の情報は保有していない。そのため、高齢者世帯等を把握することはできないこと。また、個人情報保護の観点から、料金滞納情報を見守り活動に活用するには難しい面がある。検針業務とか支払督促等の訪問において異変に気づく可能性はある。倒れている場合など明らかな異変があったときには、警察や消防に連絡している。自治体との協定は、協力要請があれば検討している。その場合においても、客観的な判断基準と通報窓口の一本化が必要。それとあわせて、これまでのワーキングの論点整理も行っております。通報者への情報のフィードバックの重要性と、見守りの担い手の確保が新たな論点として議論されております。

第5回目は10月9日に開催しておりまして、「見守りの手引き（仮称）」に盛り込むべき内容について検討しております。「見守りの手引き（仮称）」の構成案について検討するとともに、関係者会議での情報共有の課題とか、精神疾患への対応、見守りのPDCAサイクル、行政の役割等について議論されております。

事務局からの説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、一応このようなワーキンググループの検討結果となっているわけですが、ワーキンググループに参加された方々からお話いただけたと思いますが、少し私のほうから簡単に補足させていただきます。

大きな視点としては、個別の支援、あるいは個別の見守りへの対応と、見守りネットワークのシステムという2つのことを検討してみようというところから始まったわけです。それで、ここでは、見守りといっても普通の見守りといよりも難しいケースへの見守りをどうするか、現在のシステムではどのような対応が行われているかということを考えてみようということでワーキンググループの検討がはじめられたと思います。

それで、今までの5回のワーキンググループを通しまして私にとって非常に印象的だったのは、従来、見守りといいますと、住民の方の見守りというのは、これは当然参加していただかなければならないのですけれども、実は見守りネットワークというのはもっと広く考えられるのだということでありまして、昨今マスコミ等によく取り上げられておりますけれども、ライ

フライン事業者の方々、それから、ふれあいポリスの事例、ここでは足立区の西新井警察署の方に来ていただきましてお話を伺いましたが、その他にも消防庁、水道局などのライフライン、事業、まさしく生活の基礎に当たるところで地域での活動をしておられる方々がいて、そこからかなり情報が得られるのだということが分かり、見守りのネットワークというのはかなり広くとらえたほうがいいたろうということになりました。したがって、大きく分けますと、地域の中で生活に密接に関わっている事業者や専門機関で、かなり個別に住民に対応している方々がおられる、その方々と住民の方々の見守り活動をつなぐものとして、東京都でやっておられる、シルバー交番事業や、見守り相談のような仕組みがあって、それが住民と専門機関をつなぐ仕組みとなるのではないかと、それを、これからどのように構築していったらいいのかということが、全体として浮かび上がってきたのではないかと思います。今の資料2-4を見ていただきますと、そのようなかなり広範なネットワークの概念が出てきたのではないかと思います。

大変興味深い事例をたくさん聞かせていただきまして、私としては大変勉強になったということでもありますけれども、ワーキンググループの方から何か今までの検討経過につきまして補足していただけることはありますでしょうか。それぞれのお立場からということで、では、例えば事例の発表をしていただいた、香川委員、山田委員、近藤委員、いかがでしょうか。

○香川委員 三鷹市の地域包括支援センターの香川と申します。

補足と言うほどのことはないのですが、コンパクトにまとめていただいていると思うんですが、先ほどお話に出ました個別の支援と全体のシステムの両輪の検討を同時進行でしていかなければいけないということの中で、全体のシステムをつくっていく中で、前回ワーキンググループで出た意見の中に、区市町村の役割として、インフラの部分を整備していかなければいけない。それで、地域包括支援センターとかシルバー交番というのが専門機関として連携していかなければいけない。ここの役割分担を言葉にすると非常にイメージ図の中にも出ているのですが、実際にこのインフラ整備をしながら現場の専門機関の連携というものを強めていく過程の中で、例えば、私は地域包括支援センターですので、地域包括支援センターと行政との役割分担の連携というのが少し課題になってくるんだらうと思うんです。インフラ整備の部分と実際の個別の支援の関係というのがかけ離れていかないうような形でどう連携をとって体制整備をしていくかといったところが、各区市町村での実践の中で非常に難しい部分になってくるんだらうなという印象が一つと、これは前回私も発言させていただきましたが、シルバー交番がかなり重要な役割を担っているような連携図、役割分担の図になっておりますけれども、シ

ルバー交番というのはまだ東京都全体として整備されているわけではありませんので、これがないエリアに関して、シルバー交番が担う役割をだれがどのように担っていくかということは引き続き検討が必要なんだろうという印象を持っております。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。御指摘の点については、後の図のほうでご議論いただきたいと思います。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ネットワークのシステムの検討も行い、大山自治会の佐藤委員と、墨田区の山田委員から住民の組織化はどのようになってくるかといった観点からご発言いただいたわけですが、何かつけ加えることはございますか。後でまたネットワーク図を使いながらいろいろディスカッションさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○小林委員長 では、よろしければ、後のほうでまた御発言いただきたいと思います。

それから、3番目は、行政と地域包括支援センターあるいはシルバー交番との関係について検討いたしました。この辺につきましては新宿区の高野委員、いかがでしょうか。

○高野委員 新宿区の高齢者福祉課高齢者支援係の高野です。

新宿区は、基幹型の高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）がありますので、少しほかと違う面もあるのかなというのは、話をしながら感じたところでもあります。委託の高齢者総合相談センターへの支援と、さまざまな見守りの取り組みを実施していく中で、地域のセンターが担う役割と基幹型が担う役割分担というのでしょうか、そんなことも考えさせられたワーキングだったかなと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。ライフライン事業者の方々からもいろいろな情報をいただきまして、大変興味深かったのですけれども、ワーキングの方で補足されることはございますか。

(発言する者なし)

○小林委員長 それでは、多分また後のほうでご意見をいただけたと思いますが、以上のような検討が行われたことをご報告いたします。

議 事

見守りネットワークの構築について

(1) 「見守りの手引き（仮称）」に盛り込むべき内容について

○小林委員長 それでは、時間の関係もありますので、議事に入りたいと思います。

まず第1ですが、「見守りの手引き（仮称）」に盛り込むべき内容についてです。

では、事務局から説明をお願いいたします。

○新田課長 まず、資料2-5のほうをごらんください。この図は、見守り活動の流れのイメージ図ということで、ワーキンググループの中で困難事例を分析していく中で、見守り活動の流れについて分析して整理したものです。大きく、発見・通報という流れがまずありまして、その後に情報収集・対応調整、対応という大きな流れがあると。発見・通報のところなんですけれども、上に、本人、家族、友人、住民、NPO、あと事業者、行政等ありますけれども、こういうところから、見守りが必要な人を発見し、通報する。それを情報収集・対応調整のところにあります地域包括支援センターやシルバー交番のほうで受けまして、まずアセスメントを実施する。アセスメントの中身としましては、情報収集と対応調整。その結果を関係機関へ報告、依頼・通報し、最終的に一番下にあります対応という形で、対応の処理も幾つかあるんですけれども、見守り、サービス、専門対応といたしまして入院や施設への入所、強制介入、これは警察とか消防ですけれども、このような対応をしていく。見守りをしたり、いろいろなサービスをするという形ですけれども、そういう対応が終わった後も、これは循環して一番上の地域のところに戻って行って、また何か異変があれば、通報していく。そのような循環の流れがあるという分析をしております。これは個別の支援を中心とした見守りの流れと、そういう整理をしております。

続いて資料2-6をご覧くださいなのですが、これは先ほどの資料2-5で説明いたしました見守り活動における流れを地域でうまく機能させるための基盤となる地域のネットワークを図示し、そこに入ってくる主体を示したものです。簡単にご説明いたしますと、一番上の丸のところですが、中心に見守りの必要な高齢者がいらっしゃいます。そこを一番身近で見守っているものとして、個人の社会資源による見守り、友人・知人であったり、家族であったり、親族。さらにその外側で近隣の地域資源、例えば民生・児童委員であったり、見守りサポーターであったり、町会・自治会が見守っている。さらにその外枠を協定やサービスによって見守っているということで、例えば医療・介護のサービスや、行政と協定を締結したライフライン事業者、新聞配達事業者が見守っている。こういう見守りの中で出てきた情報や、必要な対応が出てきたといった通報については、その下にありますような区市町村域にある地

域包括支援センターやシルバー交番に寄せられます。これは、先ほどの資料2-5でいくと、情報収集・対応調整をする機関、見守りのいわゆる専門機関と呼ばれているところです。ここでトリアージを実際に行いまして、対応の優先順位をつけ、下にありますような見守りや、サービスの提供、入院・入所、介入依頼など、それぞれの対応を行っていく。そのようなイメージ図となっております。

続きまして、このような議論を踏まえて「見守りの手引き（仮称）」を本会議では最終的なアウトプットとして策定していくわけですが、その構成案を示したものが資料2-7となっております。この構成案につきましては、先ほどの説明でありましたように、第5回のワーキングで議論いたしました。そこでの意見を踏まえて修正したものを本日お示ししております。本日は、抜けている項目等がないかについて、ご意見をいただきたいと思っております。非常に細かい内容でございますが、簡単にご説明いたします。

大項目といたしましては、「はじめに」から始まりまして、「第1章 見守りネットワークの構築について」、「第2章 個人情報の適切な共有について」、「第3章 見守り活動の流れについて」、「第4章 人材育成」、「第5章 資料編」という構成となっております。

まず第1章ですが、中項目といたしまして「見守りネットワークとは」ということで、先ほど委員長のほうからお話がありましたように、大きく2つネットワークがありまして、地域の見守りネットワークと個人の見守りネットワーク。地域の見守りネットワークにつきましては、次の中項目2、3、4で細かくご説明いたします。（2）の個人のネットワークにつきましては、第3章のほうで細かく記述していきたいと思っております。

中項目2の「地域の見守りネットワークが備えるべき要件」、これは現段階でワーキングでの議論を踏まえて出てきたものを例示しております。記載の中身につきましては、該当の項目でそれぞれ記述していきたいと思っております。例えば民間事業者との連携・協定であれば、中項目の4のところ記述していくということです。

続きまして、中項目の3です。「地域の見守りネットワーク構築に当たっての役割」ということで、行政をはじめとしたそれぞれの主体の役割について書いていきたいと思っております。

4、「民間事業者との連携・協定について」、これはライフライン事業者や新聞配達事業者との協定について書いていきたいと考えております。

第2章は個人情報の問題です。見守りを円滑に行っていくには、個人情報の取り扱いについてが課題になるということで、大きく2つの中項目に分けて検討していきます。

1つ目が、個人情報保護法とか条例について検討していきたいと思っております。（1）が

法律や条例の基本的な考え方、あとは、本人の同意がなくても個人情報を提供できるケース、こういうところについて記述していきたいと思っています。

2つ目が、「個人情報共有のポイント」としまして、区市町村と地域包括支援センターであったり、区市町村と実際の地域の見守りの担い手との間の情報交換であったり、情報を共有していくに当たってのポイントについて記述していきたいと思います。

第3章は「見守り活動の流れについて」ということで、先ほどの資料2-5でご説明した内容について書いていきたいと思っております。

1つ目が、発見・通報の部分です。これにつきましては、異変気づきのポイント。このポイントについては、発見・通報のガイドラインとしてまとめていきたいと思っています。(2)が、居住形態別の気づきのポイントということで、オートロックマンションや大規模集合住宅等、居住形態ごとに気づきのポイントというのがあると思いますので、そこを書いていきたいと思っております。(3)は、通報しやすい体制の確保で、例えば通報先の明確化や、通報した方への情報のフィードバック、そういうことについて記述したいと思っております。

2つ目が、情報収集・対応調整の部分です。情報収集の部分ですが、①として情報収集能力の強化、どういう関係を築いていけば情報が入ってくるのか等。②では、平常時の情報収集と緊急時の情報収集について、その違い等について書いていきたいと思っております。③としまして関係機関及び行政部門間での情報共有。(2)としまして対応調整ということで、得られた情報をどのように分析していくのか。その後、協議・判断をどうしていくのか。③として、対応の優先順位をどうつけていくのか。トリアージの考え方や、基本的な対応の仕方を示していきたいと思っております。

続いて中項目の3の対応ですが、具体的な対応について、それぞれの対応の中身について書いていきたいと思っております。例えば強制介入や、入院・入所等の専門対応。サービスにつなげる対応として、医療サービスの提供とか、生活支援サービスの提供。あとは見守りのレベルで済ませられるもの。最後には、対応した後の評価として、見守りのPDCAサイクルについても記述していきたいと思っております。

対応の2つ目の大きな部分としましては、困難事例の対応についてということで、これまでもワーキングの中でいろいろな事例について検討してきましたけれども、困難な事例を例示して、そういう中でさまざまな困難に対してどのような対応をしていくのかということについて記述していきたいと思っています。例えば、介入そのものが困難なケースであったり、認知症やセルフネグレクトのように、本人の状態によって困難が生じている場合、あとは立ち入り時の困難

性ということで、オートロックマンションのような立ち入りが難しいようなものに対する対応について書いていきたいと思っています。またあわせて災害時の対応ということで、平時に限らず、災害時にどのような対応ができるのかといったことも例を取り上げて示していければと思っています。

第3章の最後の中項目といたしましては、対応後の評価ということで、PDCAサイクルについて書いていきたいと思っています。

第4章は「人材育成」としまして、見守りサポーターの育成をどのように行っていくのかというところを書いていきたいと思っています。

最後は資料編ということで、ここは、各種調査結果や、これまでのワーキングの検討の成果、開催の状況について書いていきたいと思っています。

「見守りの手引き（仮称）」の構成案の説明は以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

それでは、これに基づいてご意見をいただくということなのですが、少し私のほうから補足させていただきたいと思います。

資料2-7の構成案ですが、大きく分けると、2章の個人情報情報を少し横に置いておくことにしまして、1章は「見守りネットワークの構築について」ということになっており、これがシステムの話になるかと思います。それに対して3章の「見守り活動の流れについて」は、事例における具体的な対応を項目にさせていただいています。この表と図を並べて見ていただきますと、第1章は、資料2-6では一番上の丸の部分にはほぼ当たるのではないかと思います。それに対して真ん中の「見守り専門機関の連携」というところは、資料2-5が説明するということになっています。

なぜこういう形になっているかということですが、今までのご議論でいろいろな問題が出てきました。それで、先ほど申し上げましたように、住民の方々からの通報とか、ライフラインや地域の事業者の方々などいろいろなところから情報が寄せられるだろうということを想定しておきまして、資料2-5の「見守り活動の流れのイメージ図」というのは、このような情報の中心に、見守りの専門機関、東京都の事業としてはシルバー交番が対応するという前提で書かれています。つまり、行政が地域に出ていって、こういう仕組みをつくったとしたら、どのような機能を果たすかという観点から考えられていると思います。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、今までの見守りの業務の中での問題点の一つは、住民であっても、あるいは事業者の方であっても、場合によっては行政であっても、地

域にあって、アウトリーチ型の対応をしてくれる仕組みができていなかったのではないかと、というところが問題になってきたわけです。つまり、地域に根差してアウトリーチ型の情報収集ができるような仕組みをつくるということが一番の課題になってきたということです。ここでいう見守り専門機関というのは、もちろん先ほどの香川委員のお話にありましたように、包括が担うこともありますし、もしシルバー交番があれば、そこが担うこともあるでしょうけれども、いずれにしても、これは山田委員のご発言にあったわけですが、こういうアウトリーチ型の、つまり積極的に住民の中に出向いて行って情報を収集したり、それらをまとめたりしていく、そういう機能がないと、今問題になっている見守りの対応というのはいかならないかという形になっております。シルバー交番というのはまさにそこを今開拓しつつあり、このような体制を構築していくいわば核の部分になるというのが2-5であるし、それからこの図の真ん中の「見守り専門機関の連携」ということになります。

見守り専門機関をどこに設置するかということは、具体的な施策の問題になります。地域包括支援センターが担うほうがいいのか、新宿区のように基幹型の地域包括支援センターが担ってもいいと思いますし、場合によっては社会福祉協議会あるいはNPOなどの機関が担うこともあり得るかもしれません。ちょうど地域包括支援センターがいろいろな法人に委託されておりますように、こういう見守りの専門機能をどこに委託するかについてはいろいろな形があり得るのだらうと思います。しかし、いずれにしても、このような仕組みを作ってもらわないと、これからは地域住民の見守りを支えることにはならないのではないかと、ご議論いただいたように思います。

したがって、図2-5を見ていただきますと、通報・相談と書いてありますが、これはいろいろなところからの情報を集める仕組みです。もちろん地域包括支援センターがこの機能を果たしているのですが、ただそれで十分かといいますと必ずしもそうではなくて、シルバー交番のようなアウトリーチ型の仕組みをつくる必要があるのではないかと、この図に書かれていることだと思います。言い換えると、今まで切れていた住民と専門機関との間をつなぐ何かそういう機能を考える必要があるのではないかと。このような仕組みが地域にありますと、住民の方々も「ああ、あそこに相談に行けばいいんだ」と、あそこに相談すれば、ちょっとしたことであっても、例えば、隣の方が大丈夫かどうか心配だというときに、そこに相談に行けばいい。地域包括支援センターはちょっと敷居が高い、行政はもっと高いと言うと叱られますけれども、行政には少し言いにくいことでも相談に行けるような仕組みが必要になっている。つまりアウトリーチという、住民の中に入っていて、いろいろな情報を収集できるような

仕組みがあるといいのではないかと。そうすると、その切れている通報・相談のところがうまくいくのではないかとということになります。もう一度資料2-7を見ていただきますと、発見・通報のところですが、ここには、異変に関する気づきのポイント、居住形態別の気づきのポイント、通報しやすい体制の確保、このようなことを検討することになっています。

2番目は、こうした仕組みの中心的な機能なのですが、ここでは委員の方々のご意見をいただきまして、情報収集、住民の情報を持っているということがシルバー交番の重要な機能であるとなっています。次に、いろいろな対応を関係機関と相談して行う。もちろん、地域包括支援センターがあるから、地域包括支援センターでいいとも言えるのですが、より積極的に住民の中に入ってゆくアウトリーチ型の専門的な仕組みを持つ必要があるのではないかとこのようなイメージで考えております。

そうしますと次に問題になるのはアセスメントというところで、ここでのアセスメントがどのような基準で行われるか、地域情報を集めてどのような基準で対応をしてゆくか、という点については、これから委員の皆様方の知恵をいただきながらまとめていくこととなります。行政が用いるようなはっきりした基準ではなくて、地域の中に入って行って考える基準というのは何だろうかということがこれまでの議論に出ています。1回だけの判断ではわからなくて、2回、3回、いろいろな情報を集める必要があるかもしれない。ここでは「トリアージ」と書いてありますけれども、見守りに関する判断や評価をしていく。これが表で見ていただきますと、資料2-7の表の第3章「見守り活動の流れ」というところですね。

なお、困難事例につきましては、いろいろ興味深い情報をいただきましたので、いろいろな対応の方法についてもこれから情報をいただくことになると思います。

もう1点。私ばかり話していて申しわけありませんが、1章の「見守りネットワークの構築」のところでは、ここはなかなか難しく、例えば佐藤委員にお話しいただいたように、ある地域では住民が全部やっつけてしまっているようなところもある。実際上、非常によく組織された住民組織の場合、ある意味ではこういう機能を持ってしまっているかもしれないです。しかし、今言われておりますのは、地域のいろいろな団体、自治会役員の高齢化などいろいろな問題が出てきており、そういう自治会との連携ができるといいのではないかと思います。逆にこのような仕組みが、そういう地域の住民組織を活性化するきっかけに、後押し、基盤になるといいのではないかと。したがって、地域の見守りネットワークというのは、地域の方々がつくる見守りネットワークでもありますし、行政の方で後押しするネットワークでもありますし、それから個人の方々への見守りネットワークでもありますし、いろいろなネットワークのタイプ

が考えられますが、この辺ももう少し整理が必要だと思います。

少ししゃべり過ぎましたが、以上のようなところで、この図と項目について、ここが足りないとか、これはもうちょっと違う考え方にすべきだとか、いろいろなお考えがあるかと思うので、ぜひ積極的なコメントやご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ、朝井委員、お願いいたします。では、その次に佐藤委員、お願いします。

○朝井委員 大変ワーキンググループで細かく検討されたんだというのがよくわかったのですけれども、見守りサポーターについてご質問します。これは、例えば町会自治会とか、商店街とか、老人クラブ、民生・児童委員の方のうち、見守りサポーターになれる方が出てくるということなのか、もしくは、それ以外の団体の方たちは日常的に活動される中で見守りができるということになると思うのですけれども、この図で見ますと、トリアージの後、何らかの見守りの必要な方に見守りサポーターをマッチングするというか、そういう感じのようにも見受けられるのですけれども、この見守りサポーターはどういう人が担って、またそれをどのように増やしていくのかというのが大変重要だと思うので、その辺を教えていただければと思います。

○小林委員長 これは大変重要なポイントで、いろいろな形があると思いますが、多分私がお話しするよりも、具体的に皆さんのところで取り組んでおられる見守りサポーターの制度があると思いますので、各委員からご紹介いただければと思います。

簡単に枠組みについて申しますと、1つは、例えば行政が見守りサポーターを募集して、行政が任命して、その方に行ってもらおうというタイプがあるかと思います。これが1つです。2番目は、例えば民生委員さんなど、地域で中心的な活動をしておられる方を見守りサポーターとして任命するというタイプがあるかと思います。さらには、見守りサポーターというのは、明確な任命の形ではなくて、日常的にあの人を見てあげるよというような、そういう住民同士の見守りがある。3つくらいのレベルがあるというのが、今まで皆さんのお話を伺った私の印象ですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○羽石委員 私のほうは在宅の現場で動いているので、この間非常に助かった例としては、高齢者世帯の中で地域の住民の方々が、新聞などがたまっているよとか、お手紙などが少したまっているよとか、そういった地域の方の監視というか、見る目というか、そういったものにすごく救われて、結局その方はお風呂の中でお亡くなりになっているのを発見されたということがあったのですが、現実問題として活用していく部分としては、地域がどうそこを見守っていくかという部分は、末端の部分では一番大事なのかなと思います。ただ、それをシステムとして

やっていくには、ある程度行政主体というところも出てくるのだらうと思います。ただ、実際の活動部隊は、地域の住民の方が動くということがすごく実践的には役に立つかなという実践例がありました。

○小林委員長　そうですね。おっしゃるとおりだと思います。

ほかに、もしこの見守りサポーターという言葉を使った場合、皆さんの地域ではどのような見守りサポーターになっているかということをご紹介いただけますでしょうか。では、山田委員、どうぞ。

○山田委員　墨田区の場合で言いますと、見守りサポーターと言っている方は、先ほどの小林先生がおっしゃった募集型というのでしょうか、こちらのほうから見守り協力員として登録をさせていただいて、こちらが見守りをお願いしたいという方でやっている見守り。私たちは、この表現でいくと、堅い見守りというところはそこだと思っているんです。先ほど羽石委員がおっしゃったような近所の方々のさりげない見守りというのは、どちらかというと緩やかな見守りということを使い分けていまして、それはどちらかというと余り強制力を持たない、好きなときに行ってさりげなく声をかけていくような近所同士のおつき合いというところとちょっと区別したほうがいいなと思っているところはあります。というのは、私たちの墨田区の見守りの仕組みの中では、地域の中から孤立している人をなるべく見守りサポーターに見守ってもらおうという形でつくってきたので、そういう意味では、ほかにつながりがない方なので、できれば定期的に見守りをさせていただかないと、実際にその方がどういう状況にあるのかということが把握できないというところがありまして、そこは分けて考えているというところはあります。

○小林委員長　形から言うと、緩やかな見守りと、「堅い」という表現はやや問題がありますが、一対一の見守り関係ができていう2つのタイプがあるだろうという今のお話だったようですね。

○朝井委員　ありがとうございます。中野区でも、見守りを進める中で、見守りサポーターという名前かどうかは別としましても、定期的に見守りをする担い手の方をどのようにしていくかというのが非常に重要だなと感じております。非常にポイントとなる重要なところで、2-7の「第4章 人材育成」となっていますけれども、人材育成とともに、システム化していくとすれば、その課題もたくさんありますので、全体としてはそのあたりがシステムをつくっていく上では重要なのかなと思っております。

○小林委員長　佐藤委員、もしこの見守りを2つに分けて、緩やかな見守りと「かたい」とい

う言い方をしたとすると、どんな感じですか。

○佐藤委員 私たちのほうは、20日に包括センターと民生委員さんと自治会と、それからネットワーク代表者会議を年間3回開いておりまして、これからの秋から冬に向けての協議をしたのですけれども、ちょっと進みまして、土曜日・日曜日は行政が休み、それで5時以降は行政がやっていないというときに、非常的なときに自治会でも地域でも見守りをやっていって、とても大変な場合には緊急対策室を設けていただいて、そこに連絡体制をとるということを来年の4月から始めていただくことにしました。私たちの提案を行政が受けてくれて、そのシステムをつくっていくと。ですから、夜間とか土曜日とか5時以降の行政がやっていないときにおけるシステムづくりということで開設していこうという形でもう話が進んでおります。

緩やかな面としては、私たちは本当に住民サポート型で、住民一人一人が役割を持っておりますので、とても有効で、情報も早いし、それについての動きもとても速やかで、24時間にも対応しておりますので、これについては問題がなく、ただ孤立していく人たちをどう支援してサポートしていくかということの名簿の確認とか、名簿が全部できておりますので、そこら辺の高齢者名簿を使いながら、民生委員の3人が請け負っている分野で、どこにネックがあって、どこが一番情報の難しいところかということを常に情報収集しております。

そこら辺を兼ねると、この見守りネットワークの先ほどのサポーターをどういう形で育成していくかということは今後の課題で、私たちも常に養成講座を開いて、これからの私たちの場所で初めて来年度に向けての養成をしながら、サポーターのリーダー養成をしていこうというシステムに入っております。それは行政がやることなんですけれども、行政は、予算がないとか、それから時間もかかってしまうので、待ってられない高齢者社会なので、自治組織の中で専門的な分野の方を呼びながら、高齢者支援の介護予防になるようなリーダーシップのとれる人の養成講座で養成・育成をしながらサポーターを充実した形としてつくっていくということは、今話し合いの途中でもあります。

○小林委員長 ありがとうございます。とてもよくわかります。今のお話は、システムとしても対応できる部分であるし、それから特定の方、あるいは孤立している方についての対応ができるような、専門的な対応ができる方を育成していこう、そのための研修や養成をしていこうというように、3つぐらいがセットになって動き出すということですね。行政が動いてくれないからだとそうなるということですが……。

○佐藤委員 いや、動いてくれているんですけれども、時間がかかってしまうんです。

○小林委員長 時間がかかってしまう。これは課題ですね。素人ではできない部分があり、そ

れについては、ある程度住民にも基礎知識を持っていただく必要がある。サポーターといっても、普通の住民ではなくて、ある程度の専門知識を持った方ということでしょうか。

○佐藤委員 今から何年か前は、東京都が都老研という東京都老人研究所というところがあって、そこで研修会をやっていて、3期で終わってしまったんです。1期、2期、3期で、3年間やって終わってしまったのは、あれはもったいないなと思っています。私は2期生で卒業させていただいて、それで今は2期生で卒業した14人でメンバーをつくって、6市の介護予防のリーダーのこれを広げていく研究会を2カ月に1回ずつ開いております。今、東大和、国分寺、武蔵村山市、昭島、国立、立川という形の予防リーダーを受けた、これがなぜなくなったのか、それを聞きたいなと思っていますし、なぜあんなにいいものをなくしてしまったのかな、それによってリーダーが生まれていくのになというところを実感いたしておりますが、なくなった理由を聞きたいですね。

○小林委員長 ではここでは、この点に関する情報提供だけしていただければと思います。専門機関がどのように人材育成にかかわっていただけるかというご質問かと思いますが、関連いたしまして、行政はこのことをどのように考えていらっしゃるかということで、今日は八王子市と多摩市の方々にきていただいておりますので、このような人材育成についてご紹介いただきたいと思います。まず藤原委員からお願いいたします。

○藤原委員 今ご質問をいただきました見守りサポーターの養成なんですけれども、これは私どもも重要な自治体支援の一つの方策と考えますが、組織の改革とか都の補助金の関係で、期限を決めてやっています。今も自治体さんから直に依頼があった場合に対応しています。これも東京都さんとの話になってくるかなと思います。

あと、我々も、見守りのサポーターといろいろ地域へ出向いていくたびに一緒にお話をしたりとか、あるいは逆に調査にご協力いただいたりということで非常に貴重な人材です。一方、今地域では介護予防のサポーターあるいは認知症のサポーターとか、もうサポーターだらけでして、これが、人材が豊富な地域なら、それぞれ役割分担してできるかと思うんですけれども、中には、お一人が3つも4つも肩書をつけて、朝から夕方まで役所で会議に出ているといった状況も見られます。そういった意味で見守りのサポーターという立場を明確にすると同時に、このサポーターが実際はどういう方が兼ねているとか、地域の実情をどこかでちょっと触れておかないと、住民からすると、また新しいネーミングのものが増えたのではないかということで、混乱すると思います。よって図式化する際にその辺りの工夫が必要かと考えております。

○小林委員長 行政のほうから見ると、こういう問題はどのように考えるか、お聞かせいただ

けますか。石黒委員からお願いします。

○石黒委員 八王子市の石黒です。

行政のほうでは、現在八王子で取り組んでいる任命型の見守りサポーターとしては、今まで実は3つ種類がありました。まず1つ、一番歴史の古いものが介護相談員派遣制度を使ったもので、多くの自治体がこの介護相談員派遣制度を導入しており、多くの自治体ではこの介護相談員派遣制度は介護施設への派遣が多いのですけれども、八王子市では当初から在宅にも派遣しようということで、平成13年から実施しております。その後、認知症やうつ発見の早期発見が大切ということで、それを支えるためのコミュニティサポーター制度を平成20年につくりました。これは、在宅の方で見守りが必要な方に、地域包括支援センターがコーディネートして派遣するというやり方でしております。それから、平成20年に介護支援ボランティアの制度を八王子市で立ち上げたときに、こちらの介護支援ボランティアも、多くが介護施設などへの活動が多いのですけれども、八王子市は、在宅での活動を始めようということで、在宅での見守りも兼ねたお話し相手ということで立ち上げました。

この3つは、行政としては3つ説明ができるのですけれども、使う立場となつては、特に地域包括支援センターの職員からも分かりにくいと、それから民生委員からも分かりにくいということになりまして、介護相談員派遣制度と、うつとひきこもりの早期発見のコミュニティサポーター制度を昨年度統合いたしました。統合によって、八王子市は市域が広いので、十分とは言えないのですけれども、150名程度の人材を確保しております。それで、もう一つの介護支援ボランティア制度のほうも、そこで一気に統合すればよかったのですが、それは全く介護予防の観点から始まっている別の制度ですので、なかなかそこまで統合するのは難しいということで、今は2つにはなっているのですけれども、八王子市では、高齢者人口が12万人で、ひとり暮らしの方が1万人を超えているという状況の中で、たった150人で見守れるかというと、そうではないのです。ですから、ある程度は行政の任命型として一定程度研修も受けていただいて、地域の中で核となって動いていただくという人材は必要かと思っておりますけれども、高齢者全体の見守りをそれで賄うというのはかなり厳しいものがあります。ですから、形にならない地域の方の緩やかな見守り体制というのも一方で必要ではないかとは考えています。地域の中で見守っていただいている方が行く行くは研修も受けて市のほうに登録していただけるような関係ができると、理想的かなとは思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 遅れまして申しわけございません。多摩市の伊藤と申します。

多摩市の場合は、今お話がございました認知症サポーターということで、昨年度までで約5,000人程度のサポーターが養成されているというところでございます。

それからもう1点は、国のほうからモデル事業ということで、平成22年度に生活支援サポーター養成講座というものを開催しまして、約2年間で35人程度のサポーターが養成されているというところですが、ただ、その活用についていま一つ仕組みをつくれないうまま現在におります。

一つお話が出ているのは、今日いただいている資料のワーキンググループの検討状況の20ページのところで、すごく重要な指摘が書いてあると思っているところなんです、20ページの(2)「第2章 個人情報の適切な共有について」というところですが、何がというところでは関係者会議での情報共有というところ、まさにこちらにご指摘があるように、昨今国のほうでも地域ケア会議というところの中でかなり強力で推進されているところなんです、こちらにいわゆるインフォーマルな方々が出席するところの中で、どの程度個人情報というところが守られていくかということが非常に課題になってきていると思っております。

そうした中、多摩市の生活支援サポーターの難しさがあったのは、「ヘルパーさんではない、要するに守秘義務が守られていない人に私の家に来られて、サポーター的な見守りとか、そういうことをされるのは、ちょっと言葉は悪いのですが、大きなおせっかいだ。いろいろ私のことを知られたくない。どのように私の個人情報や私の家のことが守られるのですか。」というお話がありました。そういうところの中で、きちんとそうしたところが積み上げられていかないと、なかなか一口に、サポーターを養成して、その方々にご活動いただくような形は難しいのではないかなというところで、やや後ろ向きになってしまうという現状があると思います。

ですから、こちらの20ページはすごく重要なご指摘で、今後、国の中では地域ケア会議ということで、まさしくそれにどのように取り組んでいかなければならないか、あるいはこうした見守りのネットワーク会議の中で、個人情報のことをどのように取り扱っていくというところが必要かどうかというのが非常に大事になってくるのではないかなと思っております。

○小林委員長 ありがとうございます。ここは、私もWGでこの問題について聞かせ頂いて、難しいところの一つかなと感じております。行政が委員を任命すると、縦割りになる可能性がある。いろいろな協力員制度がありますが、行政による任命という、それはそれでできるのですが、あまり広がらない傾向があります。また、一件ごとのフォローアップをどうするかという問題もある。ただ行政とつながっているだけで、それぞれの協力員制度が縦割りにな

ってしまっていて、地域に広がっていかない印象があります。なぜだろうというのが私の問題意識でした。

それに対して住民の側からという、多分これは佐藤委員が一番強くおっしゃっていたと思いますけれども、ある意味では特定の住民が、情報を全部持っている。誰がひとり暮らしで、その人がどうなっているかという情報を持っていて、その住民がいろいろなことを依頼されているというイメージがあります。何かすれ違っているという印象です。

ですから、ここでも見守りサポーターというのをつくり、行政の任命という形をとった途端にまた縦割りになっていくのではないかと懸念を持っています。この点をどのようにクリアしたらいいかというのはかなり難しい課題なのですが、この議論を始めますと多分終わらないかと思しますので、行政のほうのお考えをいただきたいと思えます。高野委員、何かこの件につきましていかげでしょうか。

○高野委員 新宿区は、まず見守りサポーターというところでは、名称は違いますけれども、地域見守り協力員事業、75歳以上のひとり暮らしの方への情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布事業では、配布員ということになりますけれども、皆さんそれぞれ非常に熱心に丁寧に、対象の高齢者の方たちを見守ってくださっています。定期的な「ぬくもりだより」にしても、見守り協力員にしても、「ぬくもりだより」のほうは2回というのは決まっていますけれども、見守り協力員さんは月2回程度ということになってはいますが、ボランティアな形で、熱心な方は多分何度も行っていらっしゃるのかなということです。ただ、佐藤会長のお話にもあるように、本当にどこまでいっても一番ベースになるのは、地域の方たちの自発的な支え合いというんでしょうか。行政として、そこをどのように、充実と言うとおこがましいですけども、その力をふやしていけるのかなということを考えていきたいなと思っております。

新宿区でも9月から、手挙げ方式の地域見守り協力員事業などですと、手を挙げてくださらないと対象にできなかつたりしますし、「ぬくもりだより」は、おせっかいやき事業などと言っていて、申請方式ではないんですけども、「結構です」と言われれば対象から外れていくようなところもありますので、ご本人の生活に沿った見守りというんでしょうか、負担感が余りないようなことも必要なのではないかということで、高齢者の見守り登録事業というのを、民間の事業者さんの協力を得ながら開始したところなんです。今まで協定でやっていたところを、新聞訪問販売同業組合の方とか生活協同組合は協定からそちらの登録制度のほうに移行していただいて、あとは、例えば公衆浴場組合とか、銭湯であれば、ご本人は別にお風呂に入りに行っている。でも、銭湯の方が気をつけて見ている、脱いだ自分の服がわからなくなってきた

てしまったとか、そのような心配な状況が出てきたら高齢者総合相談センターにつないでいくような、民間の事業者さんの協力も得ながら、サポーターという言い方がふさわしいかどうかはわかりませんが、いろいろな方法で見守りを担っていただく方たちをふやしていくというのが課題かなと考えているところです。

○小林委員長 ありがとうございます。これは結構難しいですね。ですから、堅い見守りと緩やかな見守りがあって、もしかすると、緩やかな見守りのほうが重要かもしれない。そこからいろいろな情報が入ってきて、それで対応していったネットワークができるのと、最初から任命方式で「はい、見守り協力員を紹介します」というような形でやるのとでは大分違うのではないかと思います。先日ある住民活動をしている方に話を聞いていましたら、「見守りというけれど、見守られたい人なんてどこにもいませんよ。」というんです。

どうぞ、何かご意見がありましたら。

○牧野委員 見守りサポーターという仕組みのことと、それからそのいろいろな仕組みを地域でどう生かすかということの話なのですが、いろいろな地域でいろいろなサポーターというのがこれまでもたくさん出てきたと思うのですが、多分それは個人対個人のかかわりですよね。サポーターがある個人の家に行って、例えば傾聴のボランティアをすとか、見守りのサポーター、これは、やるほうの側にとってはある時点で非常につらくなります。傾聴のボランティアなどが個人的に続かなくなるのはそこなんですね。相手が非常に依存的になったりとか、困ったことが生じたりとか、そういう事態が発生します。そうしますと、それはボランティアですし、なかなか続かないという事態があると思います。個人対個人のかかわりというのは、ボランティアの非常に難しい分野だと感じております。先ほど介護相談員も在宅になさったとおっしゃって、非常にまれなケースだろうと思っていて、なかなかその個人の家に入るというのはどこの自治体でも手をつけない分野だと思うのですが。

それと、認知症サポーターの分野でいうと、どこの地域でも聞かれる言葉は、サポーター養成講座を受けた人は山ほどいるんだけど、みんな活動する場所がなくて消えていってしまったという、何のためのサポーターなのかという声が住民の方からよく聞かれます。私どもNPOが手がけた事例で、新宿区さんは多分お話がもう既にあったと思うんですが、認知症サポーターの人たちを対象にフォローアップ講座というものをNPOとしてやりまして、そして何が必要かということワークショップで皆さんに出し合っていました。そうしましたら、皆さんが、地域で参加する場所がない、要するに居場所がないというのと、それから、介護保険サービスのすき間、例えば働いている人が介護をしていて、本人は家にデイサービスから5

時に帰ってきて、6時に働いている介護者が帰ってくる。その1時間を見てくれる人がいない。そういうところに訪問の人が必要だ。住民の皆さんが自らそういうニーズを発しました。

そして、これは目黒でやった事例ですが、認知症サポーター養成講座を受けた人たちで、では居場所づくりをしようということで、認知症の人や家族を地域で支えるカフェづくりをしようということになりまして、目黒区の場合には、地域推進課が地域包括支援センター全部を取りまとめて、一緒にそのことに取り組んだので、今、地域包括支援センターごとにカフェをつくろうということで、第2カフェまでできてきたところなのですが、新宿区でもそうですが、地域で見守っている人たちをケアする仕組みというのが必要です。

新宿区では、百人町のアパートの集会所でやっているカフェなのですが、住民の方々が今、ここに来れば何とかなると。住民の方々は既にもう見守っています。緩やかな見守りをされています。認知症の方のお電話を受けたり、認知症の方の買い物を支援したり、もう既にやっておられる。でも、それがだんだん苦しくなってくる。だから、どこへ行ったらいいんだろうというときに、「ああ、あのカフェに行けば、自治体の人もある。包括の人もある。いろいろな人がいるから、ではあそこに飛び込もう。」ということで、ある意味で駆け込み寺になっているんです。私たちはそこを基地と呼んでいるのですが、そういう、そこに行けば何とかなるという基地が必要です。その基地からまたアウトリーチをしているんです。その対象地域になるブロックに対して、専門職と一緒に一戸一戸、戸別訪問をしています。そうすると、いろいろな情報も専門職とコーディネーターレベルで共有します。それから、地域の自治体や民生委員なども入って、今地域ケア会議などもやったりすることもあります。そういった皆さんが平場で集まるような、私どもはカフェと呼んでいますけれども、そういったものが多分仕組みとして踊り場として一つ必要だろうなということは、活動の実感として非常に感じております。ケアする人をサポートするような仕組みですね。その辺のところは少しここにあったらいいかなと思いました。

以上です。

○小林委員長 今の議論は牧野委員のご専門の分野で、サポーターのサポートというのでしょうか、介護者をサポートする仕組みが必要だということだと思います。このことは非常に重要な問題で、一対一ではない、かといって緩やかだけではなくて、何か見守りの基地とか拠点とか、カフェとおっしゃいましたが、そういうものがあると、この見守り相談室の意味が随分違ってくるのではないかと問題提起で、これは図の上のほうの基盤整備の中のかなり重要な要素になってくると思います。「あそこに行けば何とかしてくれる」、それから例えば「私の話

を聞いてくれる」というレベルのコミュニケーションが成り立つ場が必要だというのは、本当にそうだと思います。シルバー交番もそのような意味合いも持っていると思います。シルバー交番が空間的な形をとると、今のカフェみたいな形になるのではないかなという気がします。

瀧脇委員、どうぞ。

○瀧脇委員 NPOで生活困窮者の支援を中心にやっておりますので、家族がいないとか、お金がない、サービスを買えないという人が多い。さきほど孤立しやすい人という話がありましたので、そういう人を支援しているNPOの職員というのは、一つの資源としてこのネットワークの中で積極的に使ってもらえればということをおもいました。今の牧野委員のお話も非常に私の中でも納得しつつ、我々の場合は、生活支援というのは非常に非定型的な業務なので、夜間の対応とか、日曜日とか、そういうときにしばしばトラブルが、騒音のことであったり、アルコールの問題であったりとか、いろいろなことが起きて、近隣関係に困難が生じるということもあります。そういう問題を住民のボランティアということでもどこまでできるか。住民の方と連携しながらNPOを使っただけのような場面というものをもう少し検討していただけるといいかなとおもいました。

○小林委員長 ありがとうございます。

羽石委員、どうぞ。

○羽石委員 ちょっと今さらということもあると思うんですけども、佐藤さんのところは、もともと孤立死というか、そういったところにすごく危機感があるところから発している部分はあると思うんです。地域、地域でいろいろ感じているものは違うだろうと思うし、これを持続可能に定着して本当に見守りネットワークをきちんと構築していくためには、さきほど先生が一番初めにおっしゃった地域のアセスメントというのがきちんとできていないと、そこは、この地方ではこれができたけれども、別の地方ではそれは全然必然性がないものだったりすると思うんです。だから、むしろ、こういう手引きのようなものは確かに必要なんだけど、その中にきちんとしたアセスメントができていないと、これは定着していかないと思います。そのために地域包括支援センターの方がどう関わっていくのかはあれなんですけれども、この部分をちょっときちんと精査しないと、もったいないものになってしまうかなと。社協のサロンなどはいっぱいあっても、全然見えてこない部分もあったりするので。

○小林委員長 地域アセスメントという項目がここには入っていないですね。どこに入れたらいいでしょうか。これは重要な課題ですね。地域は地域によってももちろん違うわけですから、地域アセスメントはどこに入るでしょうか。行政の役割に入れるとか、包括の役割に入れると

か、どこがやるのでしょうか。

○山田委員 地域のアセスメントというところで見ますと、多分今地域包括支援センターなどでやっている地域ケア会議もその一つかとは思いますが、さまざまな個人の事例を集めた状況の中でその地域に特有の課題を抽出するということなのですが、正直この辺は、シルバー交番であったり、地域包括支援センターのような専門機関が地域のネットワークに関わるということで重要な役割かなと思っています。

そういったことと同時に、少し話はずれるかもしれませんが、専門職が入るところの利点といいますか、メリットというところでは、多分地域の皆さんが関わっていて、ちょっと気になる、最近ちょっと認知症になってきたかもしれないというところの気づきの部分の以前に、例えば、うちの見守り相談室であれば、まだそういった問題が起きないうちに、ただ、将来的にはこの方はそういった認知症になったり、機能が低下したときに、何か問題が起こるだろうという将来の予後予測をして、そこに早目に手を打って関わっていくというところは、多分シルバー交番であったり、地域包括支援センターに関わる良さでもあると思うので、一つには地域アセスメントというところではそういった役割があるということと、同時に事前に察知して早期対応に結ぶような関わりをしているということも、専門機関が住民組織と一緒に連携していくメリットかなということを感じています。

○小林委員長 個人について、どういうことが起き得るかという予測をするということに対して、羽石委員がおっしゃったのは、全体としてその地域がどういう地域なのだろうということ把握することも重要だとおっしゃった。今の山田委員のお話を踏まえると、図のどこにいれたらよいのでしょうか。どこかで気づきの専門家や職員の方がある程度個別に見ていけるような仕組みがこの見守りの中に入ってくるということですね。

○山田委員 そうですね。

○小林委員長 ただ、個人としての見守りと、地域全体としての見守りの区別をどうしようかと思ったのですが。

○山田委員 個人のケースも……。ごめんなさい。その初期対応のところは少し、予後予測というところはちょっとこの議論とは少しずれている話だと思うので、また別の話なんですけれども、個人のケースの総体をどう地域全体の問題としてというのは、この情報対応の後に入ってくるかなと思います。

○小林委員長 そうですね。ですから、アセスメントとか、トリアージがどうなるかは別にして、そういう判断をどこかでしている、そういう仕組みがあるというのはとても重要だろうと

思います。

○山田委員 そうですね。

○小林委員長 だからアウトリーチの中にそこまで含めて考えておく必要があるということは重要だと思います。

○山田委員 少し加えさせていただくと、実は見守り相談室、シルバー交番のほうに通報相談が来たときに、基本的に2つのアセスメントをしているなど私は感じています。それはまず、通報いただいた内容がかなり危機的な状況であれば、初期の段階でまず危機介入が必要な状況かどうかということのアセスメントをしていて、それは割と多分、戸外からの訪問だったり、近隣からの聞き取りだと思うのです。ただ、同時に、羽石委員が言っていたような地域の課題ということ抽出するには、2つ目のアセスメントがあって、それはもう直接個人であったりとか、家族にしっかりと関わって、その方の生活に対する課題が何かということと同時にしっかりとアセスメントをした上で、その中長期的なビジョンということを立てていくということがあると思うので、その2つのアセスメントの総和が地域アセスメントにつながると思います。

○小林委員長 藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 地域のアセスメントという視点では、何年かに1回、東京都のほうでも一斉調査、実態調査というものをすると思うんです。近くでしたら、例えば来年度ですと、第6期の介護保険事業計画策定の改善に向けてのいろいろな実態調査をされる自治体も多いかと思うんです。そういうときに、一つは、最低限の項目で、孤立している人がどのくらいどの地域にいるか、あるいは逆に、どういった資源、例えばサークルとかいろいろなそういうものに入っている人がどのくらいいるか、あるいは声かけ・見守りをしている方、されている方がどのくらいいるかといった幾つかの項目に絞って、大まかには同じ自治体の中でも地域性というのは出てくるかと思うんです。そういうときに、本来の目的である介護保険の策定に関するアンケートという限られた紙面の中でどれだけオプションをつけられるかとか、あるいは20問～30問の中で、情報をほかにちょっと応用してオープンにしたりとか、比較検討したりするようにアンケートを柔軟に使えるかどうかといったことも、一つは、効率的に、ある程度客観的に分析する上では大事な機会かなと考えております。ですので、そういう既存の調査をいかにちょっと応用できるかというのは、本当に地域比較の上での基礎資料としては重要になるのではないかなと考えております。

○小林委員長 ありがとうございます。これはもう間違いなく自治体の仕事ですね。

○藤原委員 そう思っております。それで、もう少し深掘りした質的な部分とか、専門職や住

民の直感などをまとめたメモもさらに裏づけする資料としては、重要なのではないかなと思います。

○小林委員長 ここはかなり大きなギャップがあるのでないでしょうか。一般に調査は無記名でやりますので、多分どの方がどこにいるかというのは分かりません。多分、山田さんが今言われたのは、個人を特定してどうするか、どこにどういう方がいるのかということになりますと、いわゆる全数実態把握という仕組みがある。例の熱中症調査のときにそういう形で行われたと聞いています。これも一つの情報収集法ですが、こういう情報を例えば地域包括支援センターあるいはシルバー交番が使って何かのアプローチをするということは、どの程度可能かという問題でもありますね。

○藤原委員 目的外使用がどこまで許されるかというのが、本当に一番難しいですね。

○小林委員長 これは情報のところの課題ですね。

近藤委員、どうぞ。

○近藤委員 港区でシルバー交番事業をやっています、ふれあい相談員の近藤です。見守りを今つくることを考えている議論が多いんですけども、実際にまちの中には、既にたばこ屋さんが井戸端会議の拠点になっているということが港区の場合は多く見られました。そのお店というのは、1階の店番が必ずいるという、何でもすぐまちの情報を見て、しかもそこで対話がされているということが、シルバー交番のアウトリーチでわかったことでした。そこに私たちが必ずネットワークというか、コミュニケーションができていようなネットワークのところをいかに多く見つけて、そこに必ず声かけをして、顔を知ってもらおうということで、随分と情報が集まりました。

あともう一つは地域のアセスメントなんですけれども、月1回、港区全体のシルバー交番事業の報告会をやっています。そこで地域の特性とか、相談員が今月はどこを回ったのかということなどを全部吸い上げて、区のほうに提出しております。

○小林委員長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 このネットワークのイメージ図というところに、近隣住民と言えば近隣住民になるんですけども、学校との連携を昨年からは始めまして、小学校3校の父母会があるときに呼んでいただいて、それで「気がつく地域」という形のテーマで、子供たちも気がつく、そして父母も気がつく、だれかが気がついたら、すぐ通報できるようなシステムができればいいねというので、学校が4校、中学校1校に小学校3校あるんですけども、その学校との連携をして、地域教育というところから結びつけてやり始めて、高齢者の認知症の行方不明にな

っているふらふらしているおじいさんを見つけてくれるのは子供だったり、それから1週間前に中学生が公園でサッカーをやっていたときに、おばちゃん倒れているよという通報が私のところに入りまして、行ってみたら、もう右足が腫れていて骨折しているような状況だったので、中学校2年生の男の子が救急車を呼んでくれたんです、携帯から。そういう形ですぐ病院に通報して運んでいただいたという。地域は大人だけでは守れないので、学校とどういう連携をして、地域に気がつく情報を提供していただけるかというところを私は昨年からやり始めて、それですごく子供たちに助けられているんです。例えば、認知症になって家がわからないというおじいちゃんを連れてきたり、それから本当に、私の家はどこなんだろう、どこへ行けばいいんだろうというおばちゃんを連れてきたりというので、学校の帰りにとても気がつく子供が地域の高齢者を支えているというところに私は着眼しまして、私のところではネットワークの中に学校を入れました。そういうところがとても発見の場にもなっているということです。

○小林委員長 ありがとうございます。

今のお話を伺っていると、何か地域に情報が集まる場所があるみたいですね。近藤委員が紹介して下さったのは港区のたばこ屋さんなのですね。このようなところや学校など、何か情報が集まる結節点があって、たばこ屋のおばちゃんが見ていてくれているとか、あるいは中学生が見てくれていて、どこに連絡すればいいかとわかっているということが必要ですね。

○佐藤委員 はい、一つに絞って。

○小林委員長 それは非常に重要なポイントではないかと思います。地域からみている地域イメージと、それから行政が把握する地域診断のような形で上がってくる情報をどこで統一的な把握できるかというところを感じました。

どうぞ、香川委員。

○香川委員

地域アセスメントの話で、例えば先ほどお話が出ましたカフェやサロンのようなもの、そういったものを見守りネットワークの中に位置づけていくということになりますと、まず地域のアセスメントの視点としては、例えば地域のいろいろな団体とか関係団体がどのようにつながっているのかとか、どのエリアが非常に熱意があるエリアなんだろう、どのエリアは少し弱いだろう、そうやってそれぞれの地域が、何が強くて何が弱いのか、そういったことを知った上で働きかけていくというある程度戦略的な発想というのは、これは区市町村の役割になっていくんだろうと思うんです。これが一つの基盤整備の中でそういったものを位置づけていく上での地域アセスメントの視点になるのではないかと思います。

もう一つ、地域包括支援センターとかシルバー交番など、専門機関の役割としては、先ほど山田委員からもお話がありましたけれども、個別の課題から地域全体の課題を見ていくといったことで、例えば社会資源を生み出していく働きかけをしたりとか、そういったところにつながっていく地域のアセスメント、この2つがきっとあるんだろうと思ひまして、そういう部分で区市町村の役割と専門機関の役割というものが分けられていくのだろうなといったイメージを今持っております。

○小林委員長 そうしますと、これは図の上のほうの項目を少し変えなければいけないかもしれませんね。地域のネットワークの情報をどのように集約するかという観点から、個別の対応情報と、上のほうの地域ネットワークのところを視野に入れた項目になるのでしょうか。これも先ほどの近藤委員のお話ですと、ちょうど警察の方のお話だったと思いますが、聞き込み情報と似ている。警察がやっていらっしゃる聞き込み情報がたばこ屋さんに行くとかわかるというような、そういう情報拠点があちこちにあるのではないかという問題提起で、とてもおもしろかったです。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 すみません。先ほどの香川委員のおっしゃっていた地域アセスメントなんですけれども、私が先ほど申しました実態調査などでも、もちろん無記名であっても、その地域の全体像は把握できるかと思うんです。どういう資源がその地域に豊富なのかとか、逆にどういう閉じこもりがちの方がこの地域には多いとか、その背景にはサロンみたいなものが少ないといったことを重ね合わせて見ていくことはできるかと思ひますので、そういう資料をできるだけ活用していくということが大事かなと思ひます。

もう一つは、今回の議論の中で、どうしても主体的に見守りにかかわっている者からすると、例えばカフェやサロンが1軒できると、そこへ20人、30人が来たということだけで、非常にうれしくなるんですけれども、実はそれは地域全体の高齢者の中のほんの一握りといひますか、氷山の一角で、残りの人の実態は全くわからないんです。

私は今、研究の傍らで週1回もの忘れ外来という診療を担当してありまして、ひとり暮らしの認知症の方とか認知症疑いの患者さんが多く見えるんです。できるだけご家族も同伴していただいたりするのですが、見守りに関して日ごろどうされているんですかと尋ねると、近所に民生委員さんがいらっしゃるとか、向かいがたまたまクリニックで見守ってもらっているとか、お店屋さんで見守ってもらっているという言葉は出てくるんですけれども、例えばサポーターさんがいてくれるとか、それ以外の立場や役職の方がご家族とか本人から出てくることという

のはまずないんです。また、デイサービスは知っているけれども、地域にサロンがあるということもまず知らないのです。結局、認知症の方は、生活自体が消極的になっていますし、また頭だけではなくて、80歳前後になってくると足腰のほうも弱ってきますので、20分ぐらい離れたところにそういうサロンがあっても、そこへアクセスできないのが現状なんです。

ですので、我々専門職なり主体者が思っているほど、地域の方は地域の資源を知らない、情報を知らないのです。例えば、まずはとにかく地域包括支援センターを知ってくれということをしり込むのが最優先だと思うんです。ですので、どんなイメージ図をつくるにしても、もしこれをいろいろ住民さんに啓発するならば、できるだけワンストップで、電話番号は1個みたいな形で、とりあえずここに連絡してくださいみたいなものがないと、なかなか実際はネットワークにはつなげられないのではないかなと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

坂倉委員、どうぞ。

○坂倉委員 坂倉です。今日は遅れてしまい、すみませんでした。

インフォーマルなネットワークと専門のネットワークという部分についてなんですけれども、このワーキンググループでもずっとインフォーマルな見守りが大切だ、大切だということが何度も議論に出てきましたが、実際にガイドラインに書き込む段になってくると、非常に表現の仕方が難しいものだなというのを改めて思っています。ではサポーターをたくさん養成すればいいのかというと、必ずしもそればかりでもないようなところもあって。

それで、この真ん中の三重丸のところを見ると、一つは、見守りのネットワークというのは何か専門職のかわりに見守りを担ってくれる人というわけでもないと思うんです。それ以前の極めて普通の住民としての振る舞いというのがあって、よき隣人であるということで、たばこ屋さんのおばちゃんがいる「あの人はこうでね」としゃべってくれるのは、サポーターだからやっているわけではなくて、地域社会を構成する一人の人格としてごく自然に振る舞っているのであって、サポーターを育てる前に、何かよき隣人として振る舞える人たちをたくさん育てていく。そういう人たちがそのように生活できるような環境を整えていくということが大切なのかなということを思いながら伺っていました。

そのために、実はシルバー交番や警察の方々というのは、これまで施設の中にいた人ではなくて、地域の中に入っていくという活動をされている方で、これはすごく重要なことなのではないかと思っています。というのは、専門家でありながら地域の中に入っていくということは、単にアウトリーチということではなくて、隣人でありながら専門家としての能力も持っている

という関わりができるという職務だと思うんです。そうすると、こういった方々が地域の人たちの厚意というか、よい隣人としてすてきな振る舞いをどんどん引き出していくということによって、一人一人、サポーター養成講座をやらずとも、日々の会話の中でちょっとずつインフォーマルな見守りが広まっていく可能性もあるのだろうなということを思いました。

ですので、お話ししたかったのは、サポーター以前のインフォーマルな見守りが広がっていくような土壌をどのようにつくれるのかということと、そのために警察の方やシルバー交番の方がまちの中に入っていくということの価値を改めて見直してみたいと。そうすると、多分恐らく民生委員の方々がこれまでずっとやってきたことというのがもうある部分忘れられていたところに光が当たるといったこともあるのではないかなと思いました。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。伺っていて、ちょっと構成を変えられるかと思ったのですが、第1章の1の「見守りネットワークとは」というのを、今まで「緩やかな」とか、インフォーマルとか、いろいろな言い方がされていましたが、何かまちの中で気づきが行われたとして、これも一つのネットワークと呼び、そこをどのように開拓してゆくか、そのような情報ネットワークをどのように把握してゆくか。そういうネットワークは何というのでしょうか。緩やかな見守りというのは地域の人々の関係の中にあるというような、たばこ屋のおばちゃんを中心とするネットワークに対してどういう働きかけができるのかというのが1つの課題ですね。

2番目は、行政が地域単位で整備する見守り活動の基盤。ここについては、どうなのでしょう。か。「堅い」見守りというのは少し不適切かと思えますけれども、個々の対象者を中心とする個別のネットワーク、これは、引きこもりになってしまったり、対応が難しい方たちに対する支援の仕組みであって、もう少し専門的な基盤が必要だということで、幾つかネットワークの種類があるかなという感じがしました。事務局はこの辺はどのように考えますか。今までのお話を伺っていると、この2つのネットワークだけでいいかなという気がしてきましたが。○新田課長 緩やかなとかインフォーマルなネットワークというのは、資料2-6の中で、いわゆる上の部分、親族、友人、家族、ここのところは個別の個人資源というところで、割と対一に近い、今までの表現の仕方をすると、堅いようなものなんでしょうけれども、それ以外のものというのは広い意味で緩やかというところで、事務局としては、この中項目1の小項目の(1)ですか、地域の見守りネットワークの中に緩やかな形とかインフォーマルなネットワークみたいなものは含まれるのかなと考えてはいたんですけれども。

○小林委員長 佐藤委員が先ほどおっしゃったような、中学校・小学校の生徒に「お願いね」と言っておくというのは、「何かあったら私のところに連絡しなさい」と言うことなのですか。

○佐藤委員 そうです。それをやっています。

○小林委員長 これは見守りネットワークですね。ただ「お願いね」というところがネットワークなのでしょうか。どうでしょうか。たばこ屋のおばちゃんのところに行くのは、これはネットワークづくりですか。

○新田課長 それは、この近隣の地域資源の中ではないのかなとは思っています。学校であったり、そういう商店ですね。

○小林委員長 それはきっかけで、商店組合に行って「何かあったら、情報を提供してくださいね」と言うだけではなくて、実際に出かけて行って顔を見せて、「私のところに知らせね」と言うのでは大分違うのではないかと思うのですが。

藤原委員、どうぞ。

○藤原委員 学校でのそういう啓発なんですけれども、私どもの一つのプロジェクトで、認知症のサポーターさんが小学校とか中学校に認知症の啓発のための授業に行くといった事業があるんですけれども、まさに認知症のサポーターの活躍の場所で、サポーターが、認知症の人というのはこういう人ですよといった特徴や接遇の方法を啓発するものです。絵本を使ったり、ロールプレイをするプログラムなんですけれども、何かそういう仕掛けがあれば、子供たちも教師も、何回かそういうものを聞くと、たまたまあそこにいる人はこの間のそういう人かなといった認知症の人のイメージが思い浮かんだりするかと思うんです。地域性にもよるかと思うんですけれども、佐藤会長が今まで地ならしされてきた地域だからこそ「お願いね」で話を通るかと思うんですけれども、そのレベルに達していない大半の普通の地域ですと、まずはそういう啓発の仕掛けなどが必要になってくるかと思います。そしてそれが自然発生的にできてくるにはある程度時間がかかるのではないかなと思いますので、地域性と仕掛けというのは考慮していく必要があるのではないかなと思います。

○小林委員長 それはそうですね。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 学校を始めたのは、家庭に入っても、子供たちはみんな家庭の中で生活していますし、近隣にもおじいちゃん、おばあちゃんがいて、同じ地域で生活しているので、学校から見た高齢者見守りではないんですけれども、「自分の家に帰っても、近隣にそういう方がいたら助けてあげようね。」と、そういう話を道徳教育の中でちょっとさせてもらって、それがと

でも有効活用されて、本当に救急車などを呼んでくれるとは思わなかったんですけども、自主的にそういうことをする。だから、家族は、地域全部が家族なんですけれども、家族の中で、隣のおばちゃんもおじちゃんもみんな近隣にいるんだよという感じを察知できて、気がつく子供たちに育てていきたいなということから始めたので、それが高齢者を敬う気持ち、尊敬する気持ちを育てながら、地域で子供たちにできることを一緒にやっっていこうというところから始まったので、1年の間に6件の子供たちの発見があったんです。これは大きなメリットだと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。

もう終わりの時間が近づいてきておりますが、いろいろな工夫とか、こういうやり方でこういう効果があったみたいな事例をもっといただきたいと思います。今後もぜひ興味深い取組み事例を出していただければ大変ありがたいと思います。

坂倉委員どうぞ。

○坂倉委員 一人一人の行動が変わっていくということで、学校の先生は専門家が教えれば変わると思っているんですが、地域社会を見ているとそんなことは全然なくて、一番そのまちの風土や一人一人の行動が変わるのは、その中のだれかが変わるということで、そうすると、先ほど小林先生がおっしゃったように、3つぐらいに分けられるのかなというのは私も賛成で、ただ一番インフォーマルなところをどうつくるのかというのは、仕組みや仕掛けではちょっと難しいだろうと感じています。地域の中に入っている専門家の人たちやサポーターの方々の行動が、インフォーマルなネットワークを日々つくっていくんだろうなど。先ほどと同じことですね。腐ったミカンの逆バージョンというか、箱がミカンを腐らせているわけではなくて、中に腐っているミカンが1個あるとほかも腐ってしまうみたいなことの逆で、箱を幾らきれいにしてもおいしいミカンにはならないのですが、中のミカンが1個おいしそうになると、周りのミカンもどんどんおいしくなっていくという。つまり、制度でもって上から変えていくということのほかに、それだけでは変わらない部分というのが必ず残っていて、その部分も地域で活動する人にとっては非常に無視できないということなのではないかと思います。

○小林委員長 ありがとうございます。時間がなくなってきてすみませんが、URさんとJKKさんのほうは、今までのような議論を聞いていらっしゃってどのような感想をお持ちでしょうか。

石倉委員からお願いいたします。

○石倉委員 UR都市機構でございます。私どもは団地を管理しているという立場でございます

すけれども、今のお話をお聞きしている中で、緩やかなインフォーマルなほうが非常に重要なという気もいたします。

それと、今まで議論になっていなかったかもしれませんが、フォーマルなほうというのは、実はビジネスとして、ここに参加されていない民間事業者のビジネスとして、相対で見守るというか、例えばインターネットを利用してとか、そちらのほうでコントロールというか、見守るといふのがある程度できるのではないかなという気もいたします。それはまたちょっと別の業界の話になるので、ちょっと話がずれてしまうかもしれませんが、ただ、日ごろから緩やかに見守るといふことはそういうビジネスではできないので、地域の方の協力がないと、例えば私どもも、そういう見守りはできませんというか、少ない人数で76万戸に住んでいる方の中の高齢者の方を見守るといふことはできませんので、ビジネスとしてやるほうは、私どもは民間事業者として多分連携すると、できるという言い方はあれですけれども、できる可能性はあると思いますけれども、緩やかに見守るといふことについては、地域の方の協力を得ないとできないなといった感覚を持ちました。

○小林委員長 ありがとうございます。

狩野委員、どうぞ。

○狩野委員 私は、インフォーマルな話が今主になっているので、そこで言うと、近隣の見守りという、近隣という漠然とした言い方しても、実際に機能する見守りにはならないと思うので、例えば私どもの団地でしたら、同じ住棟とか同じ階段室に住む隣組同士が要は見守るといふことを啓発していかなければいけないのではないかなと思います。例えば、同じ団地でも違う棟の人を見守るなどというのは、自治会の役員さんとか、民生委員さんとか、そういう人たちは別ですけれども、そういうレベルではない、もっと本当のお隣同士で隣を気遣うといった啓発をまずするというのが必要なのではないかなと思います。そういう意味で、レベルがそれぞれ、お隣の人と同じ団地に住む人と地域に住む人とは違うということ、もうちょっと書き込んだ方がいいかなと思います。

それと、2-6に図が出ていますけれども、私は、皆が並列なのかなというのはすごく疑問に思います。たしか平成19年に社会援護局が通知を出しているはずですが、民生・児童委員の役割というのは、新潟の地震の後にも要援護者等の情報の共有とか把握をするのは、基本的に区市町村がきちんと地域福祉計画に書き込んだ上で、民生・児童委員がその役割を担うということにしているわけですので、そこをきちんと位置づけをした上で、それにプラスアルファして、例えば見守りサポーターとかをつくるのであれば、そういう位置づけをしなけれ

ばいけないのではないかなとすごく私は思います。

あと、絵柄でいうと、見守り専門機関はシルバー交番にせよ、地域包括にせよ、社協にせよ、いろいろなところがそういう役割をこれから担っていくだろうと思うんですけども、ぜひぜひ、地域包括がなかなか6年間うまく機能し切れなかったことを踏まえて、アウトリーチが重要なのであれば、アウトリーチできるソーシャルワーカーを育てないで機関だけ幾ら設置しても、私は実際には機能しないのではないかなと思っています。区市町村は、ちゃんと地域福祉計画に要援護者の把握をきちんと位置づけるようにという国の技術的な助言が出ているわけですから、それに従って計画を立てるべきだと思います。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

和田委員と市川委員は、今のようなご意見についていかがでしょうか。

○市川委員 民生委員の市川です。

この図の中で、民生委員はどういう立場になるのか。見守りサポーターの一員なのか、それとも地域住民と行政とのつなぎ役であるべきなのか。これで並列と来れば、民生委員は要らないよ、もう役割としてないよという形だと思うんです。そこが非常に難しいなと。自分が皆に言っているのは、民生委員は住民の方と行政とのつなぎ役だと。それ以上でもないし、それ以下でもないという形なので、その辺を考えると、今、ではさっきおっしゃられたように、民生委員の役割はあるといったところで、この見守りサポーターのシステムをつくる前に今考えているのは、見守られる人をどう探すかと。さっき言っておられたアウトリーチですね。それで、今うちの狛江でやっているのは、昔の高齢者調査という、ひとり暮らしとか、高齢者のみとか、そのように絞ってやったんです。ことしに限って、狛江市で約8,000人ちょっといるんですけども、75歳の高齢者すべてを民生委員が回ろうと。1軒1軒回る。当然いろいろな情報をとるんですけども、その中で今考えているのは、要は断る人。実際にあった例は、「おれは元気だ。おまえに用はない。民生委員、来るな。」と、そういうことがあるんです。だから、そういう人と、断る人も探していこうと。要はウェルカムの人には逆に心配ではないんですよ、私ども民生委員にとっても。何かあったら、すぐ相談をくれる。そのかわり、そうではない人が非常に心配だということで全部を回ってみて、その結果どうなるかと。これは一応目標としては年内でやっていこうという形なんですけれども。

以上です。

○小林委員長 和田委員、どうぞ。

○和田委員 足立社協の和田と申します。

今たくさんお話を聞いていたので、何の話をしたらいいのかなと、ちょっと自分もよくわからないんですが、地域コミュニティとして従来ずっと行われてきた、お互いさま、おかげさまのような見守りの仕組みというのが、このところ町会の加入率の低下も含めましてとうとう崩れてきていて、一方でそこでは救い切れない部分といますか、孤立問題といったものに対して、仕組みとして行政が中心になってネットワークをかぶせて対応していく。そこに協力員を配置して対応していこうといった動きが起こってきている状況の中で、私ども足立区では、社会福祉協議会と行政と地域包括支援センター、当時は在支でしたけれども、平成12年にあんしんネットワークというものを立ち上げました。この仕組みは2つの仕組みの連合型と言ったらいいんでしょうか、公的な仕組みをつくることでコミュニティの見守りを強化する、コミュニティづくりを強化するという視点でずっと続けてきました。

やってみると紆余曲折してうまくいかないところもたくさんありまして、結局、見守りの協力員をあんしん協力員という形で募集をして、研修をして、登録していただいて、ところがこれがうまくいかなかったんです。うまくいかなかった理由は何か。「お仕事を下さい」と言われるんです。でも、実際に先ほどお話が出ていましたけれども、誰も人に見守られたいなどと思っていないから、見守られたい人をストックしているわけではないので、登録した人が「何だ、活動がないじゃないか」とお辞めになる事態が相次いで、立ち上げ期はこの失敗をずっと繰り返しました。

その中でどうしたらいいんだろうという中で一つの視点として出てきたのが、まず活動する人たちに対しての地域の理解がないと、皆が白い目で見ている中で活動するのは辛いですねと。そんなところから、例えば認知症サポーターのような形のものを、どちらかというと直接見守りの活動をするというよりは、アンテナとして発見・通報してくれる人と、あとはそういった活動に対する理解者として増やしていけないかということで、地域包括支援センターとかいろいろな機関が一緒になりまして、今7,000人か8,000人ぐらい養成したのではないかなと思うんですけども、実はそういったことに力を入れてやりました。この人たちには、「見守りをやってくれ」はそういう人が思い当たったらやってくれで、これはあんしん協力員という登録を無理にお願いしていないんです。逆にその人たちには、「気になる人がいたら包括に連絡してください」という役割をお願いしてまいりました。このように、アンテナの部分で関わる人を見守りの仕組みの外側に2層目としてつくるということを試みてみました。そうすると意外と通報は入ってくるもので、そういう通報が入った中で、見守りが必要だなという対象

が固定化されたときに、あんしん協力員として関わっている人をお願いして見守りをしてもらおうという仕組みにしました。けれども、これでもまだまだなかなかうまくいかないところがありました。結局今度は、そのあんしん協力員も含めてあんしんネットワークというのが、25カ所の地域包括の中で進めるんですけれども、例えばこの会議室の中で一つの地域包括支援センターの関係者を集めて会議をやると、会議室の大きさ以上にネットワークが広がらないことがわかってきました。これはばかみみたいな話なんですけれども、本当にそうなんです。40人の定員の部屋で会議をやっていると、40人以上のネットワークに広がらないんです。

これが分かってきまして、これをどうするかということで、ここ近年ちょっとまた試行錯誤でアプローチをしているのは、結局個人情報の問題対策です。先ほども出ていましたけれども、どうやって地域の方たちの既存のコミュニティの見守りと、既存からどんどん漏れてくる方たちは民生委員さんが主に見ているんですが、民生委員さんもその量が増えて見切れない。でも一緒にやるにはどうしたらいいかというところで、あんしんネットワークという行政がつくった仕組みでは守秘義務をそこに入った人たちが持つことになるものですから、それを活用して町会さんや老人クラブに入っている方たちにあんしん協力員になってもらってしまおうか。それによって、その地域に住んでいる人で町会に入っていないとか老人クラブに入っていないという人でも、そのエリアの町会の班長さんが一緒に見守ることができないかという仕組みを今ちょっと試行中です。

結局そうやってコミュニティにどんどん入っていく仕組みにして、そのときに住民の方たちを動機づける手段として、地域診断をやっております。地域診断については、誰がやるのかというのは、住民の方にやってもらいます。そのためのワークショップを、社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携して、出前講座や地域福祉懇談会という形でずっとやっています。そこで、例えば、買い物難民マップづくりというのをそのエリアでやる。そうすると、そこでシルバーカーで300メートルしか行けない人が、買い物に行けないエリアがないか、皆さん、地域にある商店を落とし込んでくださいますようお願いして進めます。こういうレベルでやると、すごく実感が出てきて、「このエリアはお店がないね。では、ここに住んでいるおひとり暮らしでシルバーカーの人を中心に見守りませんか？」ということで絞り込むという形など、実はそういう形で意欲喚起をしながら地域の方たちに関わって、さらにそれが町会・自治会という既存の組織に入らない人は知らないよと言っていた人たちを巻き込んでいくような形で展開する方向を今試行中です。

これがうまくいくかどうかはまたわからないんですけれども、ただ、こういったことも含め

て、どうも本日議論でたくさん出てきた要素は多分私たちのところで大分やってきていてあるのかなど。レシピのとおりによっても、レシピのとおりにできる確率がかなり高いものと低いものが、その点でいきますと、恐らくこれから作っていく「見守りの手引き」につきましても、そういった視点で少しご議論を加えながら作っていく必要があるかなというのが感想でございます。

以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

大変いいお話を伺いまして、ほぼまとめができたような幹事がします。では瀧脇委員、お願いいたします。

○瀧脇委員 この「見守り」ということの目的に関わるところでもありますけれども、これを見たときに、生活困窮者の支援ということをやっている立場として、生活困窮の高齢者の地域居住というものが実現できるだろうかということが気になりました。つまり、簡単に言えば、この見守り体制充実ということによって、生活困窮者は地域の中で暮らし続けられるかどうかという問題です。その際、この「具体的な対応」の中で、サービスということの中に一つ住まいという問題が必要になってくるのではないかなと思います。「サービスにつなげる対応」で、医療、介護、生活支援とありますけれども、実際に見守りが必要な人というのは、しばしば不安定な住居に住んでいる。立ち退きを迫られたりとか、あるいは介護が必要になったときに2階に住んでいて、本当は1階に住み移りができれば解決するような人が結構いると思うんです。そのときに、例えば住居とのマッチングだとか、あるいはアパートの保証人の問題だとか、そういった問題を解決していきながら、居住を支援していくということを盛り込んでいただくことはできないだろうかということが一つです。

その際に、単に居住が確保できればいいということではもちろんなくて、その上の生活支援ということに関わる問題があります。資料2-6の中では、高齢者がいて、親族、家族、友人・知人という人がいることになっている。しかし、このどれもいないという人は、家族、親族、友人・知人にかわる誰かが必要だと思うんです。2年前の東京都の社福審の意見具申だったと思うんですけれども、「新しい互助ともいうべき機能」ということが書かれていて、大変重要なポイントだなと私は感銘を受けたのを覚えています。そういったことはこの真ん中の高齢者の次の枠の中に入ってくる必要があるのではないかと。我々NPOの一団体としてもそういうところを目指しているつもりですし、今後は家族がいない人の家族がわりの存在として、協働作業で家事労働をしていくような人たちが、「見守りネットワークとは」の(1)「近隣

住民による互助の見守りを含む」というところの辺をつくっていく主体の一つになるではないのか。と思い、この資料2-7の中に盛り込んでいただきたい意見として提案させていただきます。

○小林委員長 ありがとうございます。

時間が少し過ぎてしまいましたので、まとめはしないことにいたします。今までいただいたいろいろなアイデアを盛り込んで、また再提案させていただくということをまとめにさせていただきますと思います。

なお、今の瀧脇委員のお話は、この図の中には入っていないかもしれませんね。直接行政対応になってしまうような気がします。でも、今の問題というのはそこが問題になっていると思います。近隣とも切れている、周囲とも切れている人たちがこの見守りネットワークにとって重要課題になってきているということですので、これは同心円でいいかどうかということになるのかと思います。

不手際で時間が過ぎてしましまして、申しわけありませんでした。

では、事務局にお返しします。

(2) その他

○新田課長 では最後に、まだ説明していない資料が2つありますので、簡単にご説明します。

資料2-8は、「高齢者の見守りに関するアンケート」ということで、本会議の調査業務の受託事業者であります三菱UFJリサーチ&コンサルティング社が各自治体に調査をした結果を取りまとめております。委員の皆様におかれましては、御覧いただきまして、質問等があれば、後ほど事務局にお寄せください。

また、資料2-9は今後のスケジュール案です。これもあくまでも現時点の案ですけれども、前回第1回目の本会議に出したものとの変更点といたしましては、個人情報のネットワークワーキンググループというのを別途立ち上げるといったお話をしていましたが、これまでのワーキングでの議論の連続性ということを踏まえまして、逆に従前のネットワークワーキンググループに新たに臨時委員に入ってくださいという形で進めたいと思っております。個人情報についてですので、中央大学法科大学院の藤原教授を臨時委員としてお招きしまして、ネットワークワーキンググループの中で議論していきたいと思っております。

また、親会議の回数につきましても1回削減しております。かわりに、本日もいろいろなご

意見をいただきましたので、「手引き」の作成に向けて、ワーキングの中でさらに議論を進めていきたいということで、ワーキングの回数を1回増やしております。そこが大きな変更点です。

なお、「見守りの手引き」の作成に当たりましては、ワーキンググループの委員の方に一部執筆を依頼していく予定でありますので、よろしくお願いいたします。

今回配付させていただいた資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構ですけれども、郵送ご希望の方は、お手数ですけれども、事務局まで一言お声がけください。

次回第3回目の会議は来年2月の上旬を予定しております。日程調整等はまた別途させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○小林委員長 ありがとうございます。

2点ございました。1つはスケジュールの変更、2番目は執筆協力をお願いしたいということで、この点もよろしいでしょうか。少し強引なお願いですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、これでよろしいでしょうか。

熱心なご討議をありがとうございました。では、これで閉会といたしたいと思えます。

午後9時10分 閉会